

未成年者の施設利用に関する保護者同意書

様式1

●当施設の未成年者のご利用には、保護者の方の同意が必要となります。

当施設の利用案内・運用要領を十分にご理解・ご同意のうえ、下記にご記入ご署名ください。

●本同意書に、ご記入頂いた個人情報は、施設ご利用の個人確認のためにのみ使用し、それ以外の用途には使用いたしません。

記

◇青少年センターの施設利用にあたり、保護者として利用案内・運用要領の内容を了承し、利用を承諾します。

◇施設利用中、下記利用者が、守るべき規則や施設管理者の指示に従わないこと、もしくは過失により、他の利用者又は自らの健康状態に何らかの被害があっても、施設管理者・関係者に対し、何ら責任を問いません。

◇施設管理者が、下記利用者の保護監督に必要な措置を取ることにより支出した費用、及び下記利用者の行為により施設管理者（施設含む）もしくは第三者に与えた損害については、私が賠償の責に任ずることを誓約いたします。

キ
リ
ト
リ

以上

利用する人の名前	
連絡先（携帯・固定電話）	

令和 年 月 日

保護者氏名：

ご 住 所：

電 話 番 号：

続 柄：

No.

（開放する施設）

第3条 居場所づくり事業において開放する施設は次のとおりとする。

- (1)図書室（閲覧のみ）
- (2)スポーツホール（中学生以上は18時より使用可）
- (3)子どもルーム

（基本原則）

第4条 施設の利用に係る基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1)施設の利用
小学生から大学生までを対象とする。
保護者の同意書（様式1）*1、申込書（様式2）を提出し、利用者カード（様式3）の交付を受ける。
利用者カードは、来館時に提出し、退館する際持ち帰る。
- (2)利用曜日
月・土曜日。但し、他の事業と重複する場合は、本事業を中止することがある。
- (3)利用時間について
小学生…18時まで 中学生…20時まで 高校生・大学生…20時45分までとする。
定められた時刻には完全に退出することとする。
- (4)施設の運用について
一般開放時の運用に準じることとする。
- (5)設備について
利用中のケガや備品等の破損については、利用者の責任とする。
*1…大学生は、提出不要。

（禁止事項）

第5条 青少年センターの利用に係る禁止事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1)利用を許可されていない施設の利用及び立入
- (2)他者に危害や迷惑となる、もしくは、なると考えられる行為
- (3)センターの管理上支障がある行為
- (4)館内での飲酒喫煙及び所定の場所以外での飲食、また、びん、火気、危険物の持ち込み
- (5)プライバシーに関わる無断での撮影や録音、及び録画
- (6)注意に対して、態度に改善が見られない場合における利用（今後も含む）

※「子どもの居場所づくり 運用要領」より一部抜粋

保管用